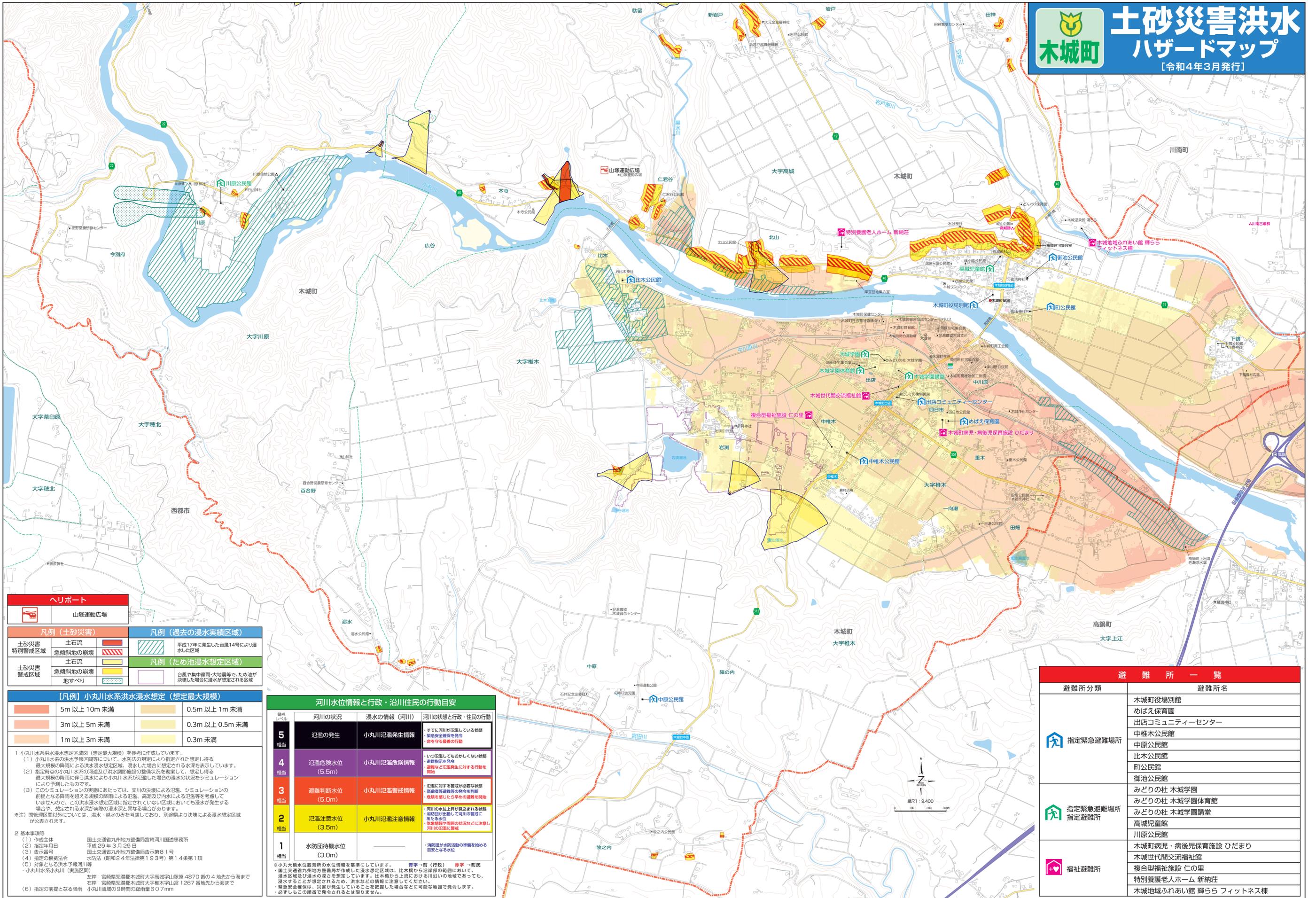




# 土砂災害洪水 ハザードマップ

【令和4年3月発行】



ヘリポート	
	山塚運動広場

凡例 (土砂災害)		凡例 (過去の浸水実績区域)	
土砂災害特別警戒区域	土石流		平成17年に発生した台風14号により浸水した区域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊		凡例 (ため池浸水想定区域)
	土石流		台風や集中豪雨・大地震等で、ため池が決壊した場合に浸水が想定される区域
	急傾斜地の崩壊		
	地すべり		

【凡例】小丸川水系洪水浸水想定 (想定最大規模)			
	5m 以上 10m 未満		0.5m 以上 1m 未満
	3m 以上 5m 未満		0.3m 以上 0.5m 未満
	1m 以上 3m 未満		0.3m 未満

1 小丸川水系洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) を参考に作成しています。  
 (1) 小丸川水系の洪水予報区域等について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示しています。  
 (2) 指定対象の小丸川水系の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により小丸川水系が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。  
 ※注) 国管理区域以外については、溢水・越水のみを考慮しており、別途県より決壊による浸水想定区域が公表されます。

2 基本事項等  
 (1) 作成主体 国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所  
 (2) 指定年月日 平成29年3月29日  
 (3) 告示番号 国土交通省九州地方整備局告示第81号  
 (4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第1項  
 (5) 対象となる洪水予報河川等 小丸川水系小丸川 (実施区域)  
 左岸: 宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原 4870 番の4 地先から海まで  
 右岸: 宮崎県児湯郡木城町大字椎木字山宮 1267 番地先から海まで

(6) 指定の前提となる降雨 小丸川流域の9時間の総雨量60.7mm

河川水位情報と行政・沿川住民の行動目安			
警戒レベル	河川の状況	浸水の情報 (河川)	河川の状況と行政・住民の行動
5相当	氾濫の発生	小丸川氾濫発生情報	すでに河川が氾濫している状態 緊急安全確保を要する 命を守る避難の行動
4相当	氾濫危険水位 (5.5m)	小丸川氾濫危険情報	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難指示を発令 避難など氾濫発生に対する行動を開始
3相当	避難判断水位 (5.0m)	小丸川氾濫警戒情報	氾濫に対する警戒が必要状態 高齢者等避難等の発令を判断 危険を感じたら早めの避難を開始
2相当	氾濫注意水位 (3.5m)	小丸川氾濫注意情報	河川的水位上昇が見込まれる状態 消防隊が出動して河川の警戒にあたる水位 緊急避難の準備の状況などに注意し河川の氾濫に警戒
1相当	水防団待機水位 (3.0m)		消防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

※小丸川水位観測所の水位情報を基準としています。 青字→町 (行政) 赤字→町民  
 ※国土交通省九州地方整備局が作成した浸水想定区域は、比木橋から沿岸部の範囲において、浸水区域及び浸水の深さを想定しています。比木橋から上流における川沿いの地域であっても、浸水することが想定されるため、洪水などの情報に注意してください。  
 ※緊急安全確保は、災害が発生していることを把握した場合などに可能な範囲で発令します。  
 ※必ずしもこの順番で発令されるとは限りません。

避難所一覧	
避難所分類	避難所名
指定緊急避難場所	木城町役場別館
	めばえ保育園
	出店コミュニティセンター
	中椎木公民館
	中原公民館
指定緊急避難場所 指定避難所	町公民館
	比木公民館
	御池公民館
	みどりの杜 木城学園
	みどりの杜 木城学園講堂
福祉避難所	高城児童館
	川原公民館
	木城町病児・病後児保育施設 ひだまり
	木城世代間交流福祉館
	複合型福祉施設 仁の里
	特別養護老人ホーム 新納荘
	木城地域ふれあい館 輝らら フィットネス棟